



平成 28 年 5 月 27 日

各 位

上場会社名	株式会社 一六堂
代表者名	代表取締役社長 柚原 洋一 (コード：3366 東証第一部)
問合せ先責任者	取締役管理本部長 大木 貞宏 電 話 (0 3 - 3 5 1 0 - 6 1 1 6)

内部統制システム構築に関する基本方針の一部改訂に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針の一部改訂を決議いたしましたので、下記のとおり改訂後の内容をお知らせいたします。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び従業員が、法令及び定款を遵守することは勿論のこと、企業倫理の向上を図り、誠実に行動することを徹底しております。
- (2) 取締役は、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督し、法令及び定款への適合性に関し問題が生じた場合は、取締役会及び監査等委員会へ報告しております。
- (3) コンプライアンスの確保・推進のため、「コンプライアンス規程」を制定し、かつコンプライアンス担当取締役を任命し、全社的なコンプライアンス体制の整備に努めております。
- (4) 法令及び定款等に反する行為等を早期発見、是正すること等を目的として「企業倫理ヘルプライン規程」を定め、社内外への通報システムの充実を図っております。

2. 取締役の職務執行に係わる情報の保存・管理に関する体制

- (1) 当社は、株主総会、取締役会等重要な会議における意思決定の記録、「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等を「文書管理規程」等の社内規程に基づき整理、保存しております。
- (2) 情報の管理については、「情報セキュリティ管理規程」等の社内規程に基づき実施しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 代表取締役は、取締役管理本部長をリスクマネジメントに関する総括責任者として任命し、各部門担当取締役と共に、部門ごとのリスクを体系的に管理するため、必要なリスクマネジメントに関する規程を制定しております。
- (2) 全社的なリスクを総括する部門は管理本部とし、各部門においては関連規程に基づいて部門ごとのリスクマネジメント体制を確立しております。また、監査等委員会及び内部監査室は各部門のリスクマネジメント状況の監査を実施しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制の礎としましては、各取締役がそれぞれの職務執行の効率性についても監督しており、問題点や留意点がある場合、月1回定時開催される取締役会にて報告されております。その他、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。
- (2) 取締役が適正かつ効率的に職務を執行できるように、「組織規程」、「職務権限規程」等社内規程の実行状況の確認を常時行い、現状最善なものへの改訂を取締役会にて随時行っております。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、企業集団としての業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき当社管理本部が窓口となり、経営管理を行っており、随時、管理の進捗状況を取締役会において報告しております。
- (2) 監査等委員会は、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人と連携をとっております。
- (3) 関係会社の内部統制システム構築に努め、必要な指導・支援を実施しております。また、内部監査室は、関係会社に対する内部監査を実施しております。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する体制

監査等委員会より職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、「監査等委員会監査等基準」に基づき取締役会との協議のうえ、監査を補助すべき使用人を指名することができることとなっております。

7. 前記6の使用人の取締役からの独立性に関する体制

前記監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の補助をしている期間、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとし、独立性を確保しております。

8. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 取締役は、取締役会等の重要な会議において随時担当する業務執行の状況等を報告する体制となっております。
- (2) 監査等委員会が必要に応じていつでも、重要と思われる会議に出席し、取締役や従業員に対して報告を求め、必要書類の開示を閲覧することができる体制となっております。
- (3) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会へ報告することとなっております。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は代表取締役と定期的に会合を開き、監査上重要な事実について意見交換を行っております。
- (2) 監査等委員会は、内部監査室、会計監査人と相互に連携し、意見交換、情報交換、それぞれの監査結果の報告等を実施し、監査の実効性確保を図っております。

10. 反社会的勢力の排除に向けた体制

「コンプライアンス規程」に定める行動規範の中で、「市民社会の秩序や安全および企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する」旨を定めており、反社会的勢力とは一切関わりを持たず、毅然とした姿勢で対応することを基本方針としております。また、外部専門機関などから関連情報を収集するとともに、所轄警察署、顧問弁護士等と連携し、組織的に反社会的勢力からの不当要求を遮断、排除する体制をとっております。

以上